

岩手県告示第 462 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 4 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 盛岡市小貝沢鳥獣保護区のうち、盛岡市新庄字小貝沢 1 番 1 から 1 番 8 まで、1 番 10 並びに 2 番及び 23 番 7 の区域
- 3 存続期間 平成 20 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的 この地域は、盛岡市の東部の北上山地に位置し、クリ、コナラ等を主体とした広葉樹二次林とスギ、アカマツ、カラマツ等の人工林とからなっており、地域全体が当市の重要な水源地帯となっている。また、以前から森林性鳥獣の生息に適した環境となっている。

このことから、盛岡市小貝沢鳥獣保護区における中核的な区域として鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当地域における鳥獣の保護、鳥獣の生息環境の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 鳥獣の繁殖時期における人の不用意な立入り等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視等を実施する。
 - イ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 平成 20 年 6 月 17 日から同月 30 日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡地方振興局保健福祉環境部